**○東北地方整備局告示第六十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

| | |
|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 四号 | 郡山市安積三丁目九番から同市安積二丁目一一七番まで |

| | |
|---|---|
| 図面縦覧場所 | 東北地方整備局及び同局郡山国道事務所 |

**○東北地方整備局告示第六十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

| | |
|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 四十九号 | 福島県河沼郡会津坂下町字上口六三七番一から同町字上口五四〇番二まで |

| | |
|---|---|
| 図面縦覧場所 | 東北地方整備局及び同局郡山国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

**○東北地方整備局告示第六十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| | 後別 | | |
| 福島県耶麻郡猪苗代町大字山潟字釜脇無番地内 | 前 | 一五・五〇～一五・五〇 | 五六・〇〇メートル |
| | 後 | 一五・五〇～一八・五〇 | 〇〇・〇四九キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

**○東北地方整備局告示第六十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| | 後別 | | |
| 登米市津山町横山字新細屋一五番一から同市津山町横山字新伊具六九番一まで | 前 | 一七・〇〇～一七・〇〇 | 六四・〇〇メートル |
| | 後 | 一七・〇〇～四二・五五 | 〇〇・七六〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第七十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

| | |
|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 四十五号 | 登米市津山町横山字新細屋一五番一から同市津山町横山字新伊具六九番一まで |

| | |
|---|---|
| 図面縦覧場所 | 東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

**○東北地方整備局告示第七十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第百四十五号鹿島台都市計画、古川都市計画及び小牛田都市計画下水道事業鳴瀬川流域下水道事業鳴瀬川流域下水道に変更する。

三　事業施行期間　自昭和五十七年二月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○東北地方整備局告示第七十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| | 後別 | | |
| 弘前市大字堀越字川合五九番二四から同市大字堀越字川合五九番五まで | 前 | 二三・九八～三九・〇五 | メートル |
| | 後 | 二三・九八～四六・六三 | 〇〇・〇五一キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第七十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

| | |
|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 七号 | 平川市大坊竹原無番から弘前市大字堀越字川合五九番五まで |

| | |
|---|---|
| 図面縦覧場所 | 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

**○東北地方整備局告示第七十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び四十五号